

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等見直し検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しにあたり、区域区分及び都市再開発方針等の都市計画の変更に係る基準、並びに区域区分や都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)等に関する関係各室、課等からの意見、情報等を集約するとともに必要な検討を行うため、見直し検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事務等を行うものとする。

- (1) 区域区分及び都市再開発方針等の都市計画の変更に係る基準の検討
- (2) 区域区分の見直しのための検討
- (3) 都市計画区域マスタープランの見直しのための検討
- (4) 都市再開発方針等の見直しのための検討

(組織)

第3条 委員会は、別表の職にあるものをもって組織する。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長はまちづくり局計画部長、副委員長は同部都市計画課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見・説明、資料提出等を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会の下部組織として必要な作業を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの座長は、まちづくり局計画部都市計画課長をもって充てる。
- 3 ワーキンググループは、委員会を構成する組織の担当係長により適宜構成する。
- 4 ワーキンググループは、座長が必要に応じて招集する。

(事務局)

第6条 委員会及びワーキンググループの事務局は、まちづくり局計画部都市計画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

(線引き見直し検討委員会設置要綱の廃止)

2 線引き見直し検討委員会設置要綱（平成24年11月26日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

別 表

名 称	補 職 名
委 員 長	まちづくり局計画部長
副 委 員 長	まちづくり局計画部都市計画課長
委 員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
	総務企画局公共施設総合調整室担当課長
	経済労働局産業政策部企画課長
	経済労働局都市農業振興センター農地課長
	環境局総務部企画課長
	まちづくり局総務部企画課長
	まちづくり局計画部都市計画課担当課長（都市基盤担当）
	まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当課長
	まちづくり局交通政策室担当課長
	まちづくり局市街地整備部地域整備推進課長
	まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長
	まちづくり局拠点整備推進室担当課長
	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課長
	まちづくり局指導部建築管理課担当課長
	まちづくり局指導部宅地企画指導課長
	建設緑政局総務部企画課長
	港湾局港湾経営部経営企画課長
	臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長
	危機管理本部危機管理部担当課長
	川崎区役所まちづくり推進部企画課長
	高津区役所まちづくり推進部企画課長
	宮前区役所まちづくり推進部企画課長
	麻生区役所まちづくり推進部企画課長
上下水道局下水道部下水道計画課長	